

Ⅷ 第 80 回全国茶品評会出品茶入札販売会実施要領

1 趣旨

第 80 回全国茶品評会出品茶（以下「出品茶」という。）の公正かつ円滑な販売を行なうため、出品茶すべてについて、入札販売に付する出品茶入札販売会（以下「入札会」という。）を開催することとする。

入札会の運営は、すべてこの要領により実施する。

2 入札会開催日時及び場所

入札会は、第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の統括のもとに行い、実施の日時及び場所は次のとおりとする。

(1) 開催日時

令和 8 年 9 月 17 日（木）午前 10 時～（なお、受付は午前 9 時～）

(2) 茶種別入札時間

午前 10 時～12 時 普通煎茶（10kg・4kg）

午前 10 時～13 時 釜炒り茶・蒸し製玉緑茶・深蒸し煎茶

午前 10 時～14 時 かぶせ茶・玉露・てん茶

(3) 場 所

嬉野市中央体育館 U-SP0

住 所 〒843-0301

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1515

3 入札会参加資格

(1) 出品茶を入札しようとする者は、全国茶商工業協同組合連合会、全国茶生産団体連合会、各都道府県（以下「各都道府県等」という。）のいずれかから推薦され、第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会委員長（以下「実行委員会委員長」という。）が適当と認めた者とする。

(2) 原則、第 80 回全国茶品評会出品者及び同審査員並びに過去の全国茶品評会入札販売会において入札参加資格を喪失した者は参加することができない。

4 入札会参加手続き

(1) 出品茶を入札しようとする者は、各都府県等の指定する期日までに別記様式 1 号の入札参加申込書兼誓約書に署名、捺印のうえ各都府県等に提出しなければならない。

(2) 各都府県等は、前記の入札参加申込書兼誓約書を取りまとめのうえ、別記様式 2 号を添付して、令和 8 年 8 月 10 日（月）までに、実行委員長あてに推薦する。

(3) 実行委員長は、上記手続きを完了した者に対し、各都府県等を経由して入札会の入場券を交付する。

5 入札販売方法

- (1) 出品者及び入札者は、実行委員会に対し条件を付することはできない。
- (2) 入札に付す茶の明細は、実行委員会で作成した資料によるものとし、見本茶は入札会場に展示する。
- (3) 入札単価は、出品茶 1 kg 当たりの単価（税抜き価格）とする。
- (4) 入札は、入札者が所定の入札票に実行委員長が指定した入札番号、別記様式 1 号により申し込んだ法人名（又は屋号、個人名）及び入札単価を明記し、所定の入札箱に投函するものとする。

なお、所定の入札箱に誤った入札番号の入札票が投函された場合、その入札票は無効とする。
- (5) 所定時刻後の入札及び入札の取消は認めない。

ただし、同一茶について所定時間内に再度入札をすることは妨げない。
この場合は所定の入札票に「再」の文字を記入し投函する。また、同一茶において再入札票が複数投函された場合、「再」の文字が多い用紙を優先するものとする。
- (6) 落札は、実行委員会の販売予定価格以上の最高入札価格をもって決定する。

実行委員会の販売予定価格に達しない出品茶については、実行委員会において別途販売の斡旋をすることができる。
- (7) 落札に該当する最高入札価格が複数の場合は、実行委員会が抽選を行い、落札者を決定する。
- (8) 落札者は、落札を辞退又は拒否することができない。
- (9) 入札締め切り後、異議の申し立てはできない。

6 売買の成立

実行委員会は、投函締め切り後速やかに入札票の開封を行い、入札者に落札結果を公表し、この公開をもって売買の成立とする。

7 売買契約の締結

実行委員会は、落札結果発表後、落札者に対し、速やかに「茶販売通知書兼落札茶代金請求書」（以下「請求書」という。）を発行し、これをもって売買契約の締結とする。

8 落札金額

落札単価（税抜き単価）に販売量目を乗じた額を落札金額とする。

ただし、1 円未満の額が生じた場合はその額を切り捨てる。

9 入札販売手数料

落札茶 1 点につき落札金額に 4.0% を乗じた額を落札茶の入札販売手数料とし、落札者から徴収する。ただし、1 円未満の額が生じた場合はその額を切り捨てる。

10 取扱手数料

落札茶 1 点につき落札金額に 4.0% を乗じた額を落札茶の出品者から徴収する。ただし、1 円未満の額が生じた場合はその額を切り捨てる。

11 落札茶代金

落札茶代金（以下「茶代金」という。）は、落札金額（落札単価×販売量目）に入札販売手数料（落札金額の 4.0%）及び消費税法で定められた消費税の相当額（落札金額の 8.0%、手数料の 10%）を加えた金額とする。

12 茶代金の決済

落札者は、実行委員会の発行する請求書に明記された納入期限までに茶代金を実行委員会の指定する金融機関に振り込むものとする。

なお、振込に要する手数料は、落札者の負担とする。

また、当大会はインボイス制度の対象事業者ではないため、適格請求書を発行することはできない。

13 落札者の違反事項等に関する処分

（１）落札者が、茶代金を所定の納入期限まで完納せず、またはこの要領で定めた事項を遵守しない場合は、当該売買契約を解除するとともに次の処分を行う。

ア 違反者の公表

イ 次回からの全国茶品評会入札販売会参加資格の剥奪

（２）前項の規定により売買契約を解除された出品茶については、実行委員会において販売に関して適当な措置をとることができる。

14 出品茶の保管場所

出品茶は「第 80 回全国茶品評会開催要領」の 12 により、各都府県等がそれぞれ所定の場所に一括保管する。

15 落札茶の受け渡し

（１）実行委員会は、落札者に係る茶代金の完納を確認した場合は、落札茶を保管している各都府県等にその旨を通知するものとする。

（２）各都府県等は、実行委員会から前項の通知があったときは、速やかに落札茶を指示された落札者へ送付するものとする。

ただし、各都府県等は落札者から直接受領したい旨の申し出を受けた場合は、引取りを認めることができる。

（３）各都府県等は、送付に際して最善の方法により責任をもって送付する。

ただし、不可抗力による損害については、その責を負わない。

（４）落札茶にかかわる送付及び引取りに要する運賃等の経費はすべて落札者の負担とする。

16 出品者への販売代金の精算

出品者への販売代金の精算は、落札金額（落札単価×販売量日）に消費税法で定められた消費税の相当額（8.0%）を加えた金額から落札金額（落札単価×販売量目）に取扱手数料（4.0%）を乗じた額を差し引いた金額を、所定の整理が完了次第、速やかに各都府県等を経由して出品者に支払う。

17 その他

- （１）農林水産大臣賞受賞茶の落札者及び最多額落札者に対し、第 80 回全国お茶まつり佐賀大会会長から感謝状を贈呈する。
- （２）この要領に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会委員長が別に定める。

【別記】

落札茶代金送金先

金融機関 佐賀銀行 県庁支店

口座名 第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会

事務局長 田川 毅明

口座番号 普通預金 3 1 0 6 5 3 9

(別記 様式1号)

入札参加申込書兼誓約書

第80回全国茶品評会出品茶入札販売会への入札参加を申し込みます。

なお、入札販売会の入札については、「第80回全国茶品評会出品茶入札販売会実施要領」を遵守し、かつ誠実に履行することを誓約します。

第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会委員長 様

令和8年 月 日

住 所	(ふりがな)	
	〒	
法人名・屋号 又は個人名	(ふりがな)	
代 表 者 名 役 職 氏 名	(ふりがな)	
	(印)	
	TEL :	FAX :
入札参加人数	人	

〒
落 札 茶
送 付 住 所

TEL :
FAX :
受 取 人 名

記入上の注意

- ① 用紙は、この用紙をコピーして使用してください。
- ② 記入は、楷書でわかりやすく書いてください。
- ③ この用紙は、あなたが住んでいる都府県の取りまとめ先(または、あなたの所属する茶業団体の取りまとめ先)に提出してください。
- ④ 入札参加者数は、補助員を含めた人数を記入してください。

*** * 入札目的外の参加はお断りする場合があります * ***